

お客さまの安心とお店の信頼を守りませんか。

2026年3月版

保険料が
約**34.3%**割安!

※上記は保険料比較の例であり、
すべての算出条件で同じ割安幅に
なるものではありません。
計算条件等はP.2をご確認ください。



毎月
中途加入
OK!

まさかの「おわび」を万全に。

スーパー総合保険

賠償責任保険

施設所有管理者特約条項（漏水担保追加条項）、昇降機特約条項、生産物特約条項、食中毒・感染症利益補償特約条項

お客様への予期せぬ賠償責任を補償

【賠償責任保険にご加入の皆さまへ】

2026年2月1日以降に保険期間が開始するご契約について、賠償責任保険の保険料および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内します。必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

本制度の特色

- ◎一般社団法人全国スーパーマーケット協会の会員企業専用の団体保険制度です。
- ◎会員企業を取り巻く賠償事故を幅広く補償します。
- ◎団体契約のため、単独加入よりも保険料が割安です。
- ◎各種賠償事故への補償がパッケージ化された保険です。
- ◎製造物責任法（PL法）にも対応でき安心です。

手続き期間：2026年2月6日（金）締切

補償開始日：2026年3月1日（日）

（毎月中途加入も受付します。毎月20日締切。）

スーパー総合保険は、全国スーパーマーケット協会の会員企業の皆さまによってつくられる団体保険制度です。 一般の保険に単独で加入するよりも保険料が割安です。

Q.

スーパー総合保険は、
一般の保険とどこが違うの？

A.

施設賠・昇降機・生産物のパッケージ
商品（基本プラン）で、団体割引適用により
一般契約と比べて保険料がお安くなっています。

誤って、お客さまにケガをさせてしまった、持ち物を壊してしまったなど—
お客さまへの賠償責任を補償します。

賠償責任保険

施設所有管理者特約（漏水担保追加条項）

昇降機特約

生産物特約

基本プラン

●被保険者である貴社が次のような原因で他人の財物を壊したり、ケガをさせたために負担する法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額は1事故あたり3万円となります。）および費用（応急手当、訴訟費用など）の合計額をお支払いします。

- (1) 建物や建築物など各種施設や設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備が原因
- (2) 施設の内外で通常行われる生産・販売・サービス業務の遂行の瑕疵が原因
- (3) 製造・販売した商品（製品）が原因
- (4) エレベーター・エスカレーター等の昇降機の構造上の欠陥あるいは管理上の不備が原因
- (5) 給排水管、冷暖房装置からの漏水事故

※1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。

※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

※生産物特約のお支払対象の事故は、保険期間中に事故が発生したものにかぎります。（事故発生日ベース）

<被保険者の範囲>

- ①全国スーパーマーケット協会の会員企業
- ②全国スーパーマーケット協会の会員企業の役員・使用人
- ③全国スーパーマーケット協会の会員企業の下請負人
- ④全国スーパーマーケット協会の会員企業の下請負人の役員・使用人

※②③④は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、
補償の対象（被保険者）となります。



◎販売した商品が原因で
お客さまに損害を与えてしまった
場合に備えて。



◎お店の建物や設備の不備が原因で
お客さまに損害を与えてしまった
場合に備えて。



◎お店の従業員が誤って
お客さまにケガを負わせてしまった
場合に備えて。

■保険金額

コース	対象	身体の賠償	財物の賠償
Aコース	1名につき	5,000万円	—
	1事故につき	5,000万円	5,000万円
Bコース	1名につき	5,000万円	—
	1事故につき	1億円	1億円
Cコース	1名につき	1億円	—
	1事故につき	2億円	1億円

※生産物賠償責任については、保険期間中通算で1事故あたりお支払限度額と同額の限度額が設定されています。

■年間保険料

団体割引15%適用（生産物賠償）・保険期間1年間一括払

店舗の売場面積	年間保険料		
	Aコース	Bコース	Cコース
500㎡まで	40,670円	49,630円	78,630円
1,000㎡まで	69,110円	95,330円	154,950円
2,000㎡まで	123,860円	179,720円	289,780円
3,000㎡まで	174,740円	263,330円	423,610円
4,000㎡まで	223,700円	346,970円	554,160円
5,000㎡まで	270,690円	431,510円	690,360円

※この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料の算出の基礎」はお申込時点における店舗の売場面積となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

※保険料の算出は店舗ごとに行い、申込時の加入依頼書も店舗数分必要となります。

※店舗面積が5,000㎡を超える場合はお問い合わせください。

経営者の皆さん
大きな安心を
小さな
保険料で!



さらに、スーパー経営に必要な補償を
オプションで追加できます。

オプション
食中毒・感染症
利益補償特約

食中毒で営業停止になった場合に備えた
オプションをセットできます。

賠償責任保険（食中毒・感染症利益補償特約）

オプション

●販売した食品に起因する食中毒により営業が休止または阻害されたために生じた損失に対し保険金をお支払いします。

<被保険者の範囲>

全国スーパーマーケット協会の会員企業

◎お店が販売した商品
による食中毒事故でお
店が営業停止になった
場合に備えて。



月間平均粗利益金	年間保険料
1,500万円まで	11,250円
3,000万円まで	22,500円

月間平均粗利益金額が3,000万円を超える場合は
下計算式によって保険料を算出してください。

年間保険料＝月間平均粗利益金額／1,000×0.75円

月間平均粗利益金額が補償限度額になります。また補償期間は1か月限度となります。
※年間保険料は、1円単位を四捨五入し10円単位となります。

オプション 賠償責任（食中毒・感染症利益補償特約）については中途加入することができません。

現在加入の保険と比べてみませんか？

<あるスーパーにおけるご契約例（売場面積：1,000㎡、年間売上高：10億円）>

一般契約の保険料例

スーパー総合保険と同等の補償内容の場合の保険料例

施設（漏水担保）・・・31,150円

生産物・・・・・・・・・・74,200円

合計 105,350円

スーパー総合保険

基本プランAコースの場合

（スーパー総合保険なら昇降機も自動的に補償されます。）

すべてセットになって
69,110円

<スーパー総合保険の保険料算出条件>
売場面積 1,000㎡、年間売上高10億円
施設所有管理者特約（漏水担保割増）・生産物特約
身体賠償 5,000万円／1事故あたり5,000万円
財物賠償 5,000万円、自己負担額3万円
保険期間 1年（一括払）

<一般契約の保険料算出条件>

売場面積 1,000㎡、年間売上高10億円
施設所有管理者特約（漏水担保割増）・生産物特約
身体賠償 5,000万円／1事故あたり5,000万円
財物賠償 5,000万円、自己負担額3万円
保険期間 1年（一括払）

保険料が
約34.3%割安！

※上記は保険料比較の例であり、すべての算出
条件で同じ割安幅になるものではありません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

スーパー総合保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：〔基本プラン・オプション〕賠償責任保険普通保険約款に賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、漏水担保追加条項、昇降機特約条項、生産物特約条項、食中毒・感染症利益担保特約条項等をセットして構成されています。
- 保険契約者：一般社団法人全国スーパーマーケット協会
- 保険期間：2026年3月1日（日）午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2026年2月6日（金）（ただし、締切日後の中途加入が可能です。）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：一般社団法人全国スーパーマーケット協会の正会員
 - 被保険者：〔基本プラン〕正会員企業（詳細はP.1をご確認ください。）
〔オプション〕正会員企業
 - お支払方法：所定の保険料振込依頼書にて2026年2月6日（金）までにお支払いください。
 - お手続方法：所定の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、損保ジャパンパートナーズ株式会社までご送付ください。
 - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2027年3月1日（月）午後4時までとなります。
保険料につきましては、加入希望日の少なくとも5日前にはお振込みください。
オプション 賠償責任（食中毒・感染症利益補償特約）については中途加入することができません。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、損保ジャパンパートナーズ株式会社までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

賠償責任保険の主な補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

■基本プランにセットされる補償

施設・昇降機の所有、使用または管理に起因する賠償責任 （施設所有管理者特約、昇降機特約、漏水担保特約）	施設・昇降機の所有、使用または管理、および業務遂行に起因して、第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。漏水に起因する賠償責任も補償します。
販売した製品・仕事の結果に起因する賠償責任 （生産物特約）	被保険者が販売した商品（製品）または仕事の結果に起因して、保険期間中に第三者に身体障害または財物損壊が発生し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
自動で付帯される特約（事故対応特別費用担保追加条項）	基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社（被保険者）が知った場合において、貴社（被保険者）がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。
自動で付帯される特約（被害者対応費用担保追加条項）	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。

■オプションにセットされる補償

食中毒による休業損害 （食中毒・感染症利益担保特約）	次のような事故の発生により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対する補償です。 ①被保険者の営業所施設内で食中毒の発生またはその施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。 ②被保険者の営業施設が、食中毒の原因となる病原微生物に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置 ③被保険者の営業施設が下欄記載の感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・隔離その他の措置 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
-------------------------------	---

保険金をお支払いする損害の範囲

〔基本プラン〕
保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。
①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）
②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用（損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。）
⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
⑥他人の身体障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用
※1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額（免責金額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。
※④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。
※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
※〔生産物特約〕事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。
●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
〔オプション〕
食中毒・感染症により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用）
ただし、食品衛生法または感染症予防法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものにかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳細は、普通保険約款、特約条項および追加条項をご確認ください。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
（※）親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。
 - ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④専門職業危険
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）
- ⑦P F A Sに起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など

【施設所有管理者特約条項の免責事由】

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ②航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任

- ④屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

【生産物特約条項の免責事由】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

【昇降機特約の免責事由】

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任
- ③支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ④次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

【食中毒、感染症利益担保特約条項の免責事由】

- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失
- ②被保険者（被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失による法令違反
- ③脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- ④都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- ⑤この特約条項の保険責任開始日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症に起因する事故。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。 など

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

この保険は、一般社団法人全国スーパーマーケット協会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤ 特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項(生産物特約)

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。
その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

※中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

＜1＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

＜2＞上記＜1＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

＜3＞損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。
事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

〔取扱代理店〕

損保ジャパンパートナーズ株式会社

担当部署 カスタマーサポート第一部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング16階

TEL:03-6837-8854 FAX:03-5989-0601

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

〔引受保険会社〕

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:050-3808-5528

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

〔保険契約者〕

一般社団法人全国スーパーマーケット協会

■保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔電話番号〕03-4332-5241 〈全国共通〉 おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

＜受付時間＞

0120-727-110

24時間365日対応

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

